

問われているのは飼い主の「マナー」

雪が解けるこの時期は、ペットの粪や尿による汚染などの苦情が特に増えます。飼い主の方は、次のことに注意して周りに迷惑をかけないようにしましょう。

■ フンの後始末を忘れずに

歩道や道路、公園はみんなが利用する公共の場です。散歩させるときにはビニール袋を携行し、散歩中にした粪は飼い主の責任において必ず後始末をしてください。

■ 飼育場所を清潔に

犬の遠吠えなどによる苦情もあります。日頃のしつけや散歩などでストレスを和らげることで遠吠えを予防し、飼育場所は清潔に保ち、悪臭、蚊、ハエ、抜け毛などが発生しないようにしましょう。

■ 放し飼いはやめましょう

「うちの犬は大丈夫」という過信は禁物です。放し飼いで人を噛んだケースや直接危害を加えなくても、犬に驚いて転倒し、けがをするなどの事故になることもあります。犬は檻に入れるか、2メートル以内の丈夫な縄や鎖につないで飼いましょう。

■ ペットを捨てないでください

犬や猫などのペットは、家族の一員として最後まで責任をもって飼いましょう。

やむを得ず飼うことができなくなった場合は、新しい飼い主を探すか建設課環境衛生係までご相談ください。



建設課 環境衛生係 ☎ 52 2179

ごみの出し方等についてのお願い

指定収集日以外の日にごみステーションへごみを出されている方が多々見受けられ、マナーをしっかり守っている方に大変迷惑となっています。ごみは前日までに出さず、必ず指定収集日の朝8時30分までにごみステーションへ出すようにしましょう。

特に、資源ごみやリサイクルごみが指定収集日前に出されているごみステーションが多く見受けられますので、一人ひとりが自覚を持つようにしましょう。

カップめん容器が今までなじみの発砲スチレン製から紙製容器へと徐々に切り替わり始めています。プラスチックごみの中に、紙製容器が混入されているケースが見受けられますので、分別にあたり間違いないよう注意しましょう。

特に、汚れが付着したプラスチックごみは必ず水で洗い、指定袋に入れるよう習慣づけましょう。

なお、プラのマークがついていないものはプラスチックごみではありませんので、一般ごみ(燃えるごみ・燃えないごみ)に分別して指定袋に入れて出しましょう。

町内で、ごみステーションや町道・林道にテレビ・廃タイヤなどの不法投棄が多発しています。このような投棄は法律で罰せられますので絶対にやめましょう。

建設課 環境衛生係 ☎ 52 2179

林野火災の予防について

林野火災はいったん発生すると、森林に大きな被害をもたらすことが少なくありません。さらに、一度焼失すると、回復するまでに長い年月を費やします。貴重な環境資源である森林をみんなで守りましょう。

林野火災を起こさないために・・・

林野火災の出火原因は「ごみ焼き」「たばこ」「火入れ」などの火気の取り扱いの不注意、不始末によるものが大半を占めています。皆さん一人ひとりが次のことについて注意していただくよう、よろしくお願いします。

ごみ焼き、焚き火、たばこ、マッチの不始末は絶対にやめましょう。

乾燥注意報や空気が乾燥しているときは火を扱うことはやめましょう。

森林に入るときは所有者や管理者の許可、届出が必要です。

産業課林務係・総務課防災係